

子ども・子育て会議（第54回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第54回）

議 事 次 第

日 時 令和2年12月1日（火）10:00～11:47

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第54回「子ども・子育て会議」を開催いたします。
今回も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 御報告いたします。

委員の御出欠でございますけれども、松田茂樹委員、高橋善之専門委員におかれましては、所用により御欠席です。

また、三日月大造委員におかれましては中條絵里代理人、安河内愼二専門委員におかれましては伊達直利代理人に御出席いただきます。なお、中條代理人は10時半頃からの御出席とっております。

本日、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、公定価格などについて議論をしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。

池上参事官 それでは、まず、私から、資料1「公定価格に関する検討事項」について御説明申し上げます。

まず冒頭、コロナの感染者数が増加している中、感染防止に配慮いただきながら保育の継続に御尽力いただいている関係者の皆様の御努力に改めて感謝申し上げます。

それでは、資料でございます。

公定価格につきましては、子ども・子育て会議で御審議いただくことになっております。今回は2つの論点がございます。

1点目は、本年の国家公務員給与改定に伴う対応についてでございます。

2ページを御覧ください。

今年の人事院勧告は、1の にございますとおり、月例給は据置きですけれども、ボーナスは0.05か月引下げとなっております。

2番目に行きますが、過去の取扱いといたしましては、公定価格は「積み上げ方式」により算定しており、人件費については国家公務員の給与に準じて算定していることから、国家公務員の給与の改定が行われる場合には、その増減にかかわらず、改定内容を反映してまいりました。

4ページを御覧ください。

公定価格における対応といたしましては、「積み上げ方式」により算定していることを踏まえ、年間人件費を1万円、0.3%減額せざるを得ないと考えております。

その方法としましては、3つ目の ですけれども、令和2年度については、改定後の1

か月または2か月で年間の減額相当額を減額し、令和3年度については、毎月均等に減額を行うこととなります。

一方で、保育士の平均給与は、全産業平均と比較して低い状況でございます。処遇改善は大変重要な課題だと認識しており、安定的な財源の確保と併せて、しっかりと処遇改善に取り組んでまいります。

2点目は、地域区分の在り方についてでございます。

6ページを御覧ください。

地域区分につきましては6月にも御議論いただきましたが、その際の御発言をまとめてございます。財政中立の原則の下、統一かつ客観的なルールや他の社会保障分野の動向等を踏まえるべきとの御意見を多くいただきました。

そのほか、隣接地域との地域区分差等に配慮すべきとの御意見もいただいております。

7ページ、8ページを御覧いただきたいと思っております。

介護保険のほうでも地域区分の検討が進んでございますので、その御紹介です。

8ページに、介護のほうの議論のイメージを掲載してございます。

一番下の囲みにあるような見直しは、令和3年度に向けて行われる予定となっております。

最後のページを御覧いただきたいと思っております。

これらを踏まえました今後の検討の方向性として、(1)にありますように、公務員の地域区分に準拠するという基本的な考え方は維持することを前提とし、(2)、介護報酬改定の方向性を踏まえ、財源の確保と併せて見直しを検討することとすること。(3)、隣接地域等の地域区分差の問題については、地域手当の趣旨や、他の社会保障制度との整合性を踏まえつつ、引き続き検討すべき課題としてございます。

公定価格についての資料は、以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長でございます。

資料2「今後の保育の受け皿整備について」を御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、10月15日の全世代型社会保障検討会議における菅総理の御発言、また、下には、10月26日の国会における菅総理大臣所信表明演説を抜粋してございます。「待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を検討し、年末までにポスト『子育て安心プラン』を取りまとめます」という御発言でございます。

2ページ目でございますが、これまでの取組といたしまして「待機児童解消加速化プラン」、その後に現在の「子育て安心プラン」ということで整備を進めてまいりました。

待機児童数につきましては、今年4月で1万2439人、過去最少の調査結果となり、この3年で半減しているという状況でございます。

3ページ目、保育の受皿確保に向けた取組でございます。

左上の「取組状況」で、現在のプランでは女性就業率を8割に確保できるよう、約32万

人分の受皿確保を目標としてございますが、右上の「今後の課題」にございますとおり、女性の就業率の上昇を2025年に82%という目標に対応していくために、さらなる保育の受皿確保が必要です。

また、市町村の計画の積み上げでも、2024年度末までにさらに14.1万人超分の受皿整備が必要という結果になってございます。

4ページは、市町村の計画の積み上げを表にまとめたものでございます。

真ん中の表の[確保方策]で、令和2年度の315.3万人から令和6年度の329.4万人、この差で14.1万人ということでございます。また、これも一律に増えていくというよりは、例えば、令和2年度と令和3年度の差は約6万人、令和3年度と令和4年度の差は約4万人、令和4年度と令和5年度の差が約2万人、令和5年度と令和6年度の差が約1万人ということで、今まで毎年10万人ずつの整備を進めてまいりましたが、今後は6万人、4万人、2万人、1万人のように、整備の量もだんだん減っていくということを市町村の計画の積み上げでは見てとれるという状況でございます。

5ページ目でございますが、新たに14万人分の受皿を確保するということにつきましては、その分、保育の運営費も増えていくということになります。そのための財源もどう確保していくのかということが検討課題となってございます。現在の「子育て安心プラン」の財源につきましては、5ページにございますとおり、経済界からの拠出金と消費税を使った財源ということで確保しておりますが、引き続き、我々としては、新しいプランの財源についても検討しているような状況でございます。

以上でございます。

齋藤参事官 続きますして、内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当でございます。

資料3「認定こども園に関する現況」について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、本年4月1日現在の認定こども園数でございます。

資料の右上でございますけれども、全類型の認定こども園の数は8,016となっております。昨年の7,208から808園増加しているところでございます。

類型の内訳を見ますと、幼保連携型が5,688園で最も多く、全体の約7割を占めております。幼稚園型が1,200園で、全体の約15%。保育所型が1,053園で、全体の約13%となっております。

その下が、都道府県別の設置状況でございます。

次のページを御覧ください。認定こども園の数の推移でございます。

新制度の創設前の平成26年から、毎年1,000園程度増加をしているところでございます。御尽力いただいております関係の皆様、この場を通じまして感謝を申し上げます。

なお、本日は説明を省略させていただきますが、参考資料1として、在籍園児数を含めた詳細な資料をお配りさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

簡単ではございますが、認定こども園の現況につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

井上幼児教育課長 失礼いたします。

続きまして、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果について、御報告を申し上げます。

1ページの2.でございますけれども、例年どおり移行状況、また、一時預かりと預かり保育に関するデータについて御紹介を申し上げたいと思います。

一番下にございますとおり、調査時点は令和2年4月1日となっております。

グラフのある3ページを御覧いただければと思います。新制度への移行状況でありますけれども、右端に赤字で書いておりますところ、令和2年4月1日というところで4,041園、52.4%というのが新制度へ移行しました私立幼稚園のトータルになってございます。

パーセンテージのほうは、下のところに前年プラス5.1%とございますところでして、ここ3年で見えますと、移行率5%ぐらいという同じようなトレンドが見られるところです。

令和3年度の見込みは右の部分ですが、伸び率は今のところは少し緩まるように見えます。

類型でございますけれども、幼保連携型で移行というものが一番多くなっておりまして、幼稚園のまま移行する、または幼稚園型として移行するというのがそれに続く多い順番となっております。

次に、4ページを御覧いただければと思います。令和3年度の見込みの内訳でございます。

今、申し上げましたけれども、全体の伸びは少し緩めになっているということが見えますが、今のところ、幼保連携型の認定こども園がプラス46園ぐらい。幼稚園型の認定こども園が40園ぐらい。幼稚園のまま移行するところが一番多いという形になってございます。

5ページを御覧いただければと思います。都道府県別の移行状況ということでございまして、都道府県によって、新制度に移行する園が多いところ、少ないところのばらつきが大分見られる状況でございます。例年御紹介している資料にはございますけれども、新制度に移行するのに当たっての心配事というのを園に聞いてみますと、事務の変更とか増大に不安がある、また、応諾義務の利用調整に不安があるといった声が多く見られるところでございます。

一方で、新制度に移ってよかったという点では、公定価格に基づく財政支援で経営が安定したとか、職員の処遇改善を以前よりも図ることができたといった声も聞かれるところでございます。

こういった、いいなと感じているところと、不安を感じているところのトータルのバランスをもって、各園が経営形態を選ばれるわけですが、いろいろなことが相まってばらつ

きが出ているものと思われます。

7ページを御覧ください。新制度におけます一時預かり事業（幼稚園型）の状況でございます。一時預かり事業を57.3%の自治体が発行していただいているということで、前年度に比べまして増えてきているという状況が見てとれます。

8ページ、9ページのところは単価の設定の状況でして、国の単価に並んでいただいているところが多いのですが、一部工夫をいただいているところもございますので、後ほど、御参考にしていただければと思います。

時間の関係で少し飛びまして、13ページを御覧いただければと思います。2歳児等の受け入れ推進について、幼稚園型でございますが、これはに比べますと、取り組みいただいているところがまだ大分少ない状況ではございます。2歳児は施設の問題ですとか、保育士の方の確保とかいろいろなことで課題があって、少し幼稚園にとってはハードルが高いかなと思うものの、活用も少しずつ増えてきているところでございます。

簡単ではございますが、移行状況等の御紹介でございます。

高鹿少子化総合対策室長 続きまして、厚生労働省でございます。

資料5「地方分権に関する提案募集への対応について」を御説明させていただきます。

1ページを御覧いただければと思います。

【現行制度の概要】ですが、小規模住居型児童養育事業、いわゆるファミリーホームにおける保育所の利用についてです。ファミリーホームは、里親のうち、大人数を養育するグループホームを事業形態としたものでありまして、里親と同様に、家庭での養育が困難または適当でない児童について、養育者の家庭に子供を迎え入れて養育を行う家庭養護です。

里親につきましては、通知におきまして、里親の就労等により委託児童に保育の必要性が生じた場合は、保育所等へ入所することが可能であることを示すとともに、子ども・子育て支援法施行令におきまして、利用者の負担を求めないこととしております。

一方、ファミリーホームにつきましては、保育所等へ入所することが可能であることが明確化されておりませんでした。

しかし、現状としまして、ファミリーホーム委託児童の約半数が障害等があるという状況の下で、ファミリーホームへの委託時には顕在化していなかった障害のある児童に対する配慮の必要性が生じることで、他の委託児童について保育の必要性が生じていることも考えられます。

こうした状況を踏まえて、今般、沖縄県から、令和2年度の地方からの提案ということで、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所等へ入所できることを明確するとともに、保育所等利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いにするという御提案をいただきました。

【提案を受けた検討の方向性（案）】を御覧いただければと思いますが、今回、先ほど申し上げました通知を改正しまして、ファミリーホームに委託されている児童の保育の必

要性が生じた場合には、保育所等へ入所することが可能であることを明確化し、また、子ども・子育て支援法施行令を改正しまして、里親と同様に、ファミリーホームも利用者負担を求めないこととしたいと考えております。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事につきまして、皆様から御意見・御質問をお願いいたします。

時間の関係上、お1人2分間で御発言いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので御留意ください。また、オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がございますので、何とぞ時間を厳守していただきますようお願いを申し上げます。

なお、御発言の順序につきましては、事前に事務方よりお知らせしておりますとおり、まず委員、次に専門委員、その後に代理出席の方の順に指名をさせていただきます。

また、委員、専門委員におかれましては、本日は、五十音順の真ん中で「な行」の方から始めたいと存じます。

ただし、山本委員、尾木専門委員が途中で御退出予定とのことですので、最初に御発言をいただきたいと存じます。

2分を超過した場合には、画面のメッセージと併せてタイマーから音が鳴ります。また、前回もお話ししましたように、万一、システムや音声の不良等で接続がつかないときは、発言順を後ろに回させていただきます。

それでは本日、まず最初に、山本委員からお願いいたします。

山本委員 勝手を申し上げますすみません。

私からは、資料1「公定価格に関する検討事項について」と、資料2についても少しお話ができたらと思っております。

人事院勧告を踏まえて公定価格が減額改定するということはやむを得ないというところではありましようけれども、今、保育人材の確保が非常に困難であります。これは皆さんも御承知のとおりだと思いますし、コロナ禍において除菌の仕事以外にも子どもたちに関わるたくさんの仕事が増えていると聞いています。こんな中で保育現場に人が集まってくるのだろうかというところが、本当に心配であります。

先ほどからも説明の中にありますが、保育士の処遇改善をしっかりとしていかなければ、さらに確保が難しくなっていくというのはもう明らかなことです。公定価格の改定により職員の賃金に影響が出ないように、何らかの手当が必要であると考えています。財源について考えていきますとおっしゃっていましたが、検討するということは改善されていくというふうに信じておりますが、改めてお願いしたいと思っております。

もう一つは、保育の受け皿整備のことです。これも今まで何度も発言をしておりますが、質の確保ということが本当に重要であると思っております。ただ施設を増やすということに終わらず、ここでも保育サービスに関わる職員の処遇改善。それから、配置基準の見直しの実

施というのが必要であると思いますし、地域の状況や潜在的なニーズも含めて、保育環境の整備をしっかりとしていかなければならないということを訴えて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、尾木専門委員、お願いいたします。

尾木委員 公益社団法人全国保育サービス協会の尾木です。発言順について御配慮いただきありがとうございます。

今後の保育の受皿整備について発言させていただきます。

待機児童を解消するためにベビーシッターの活用も視野に入れていただいていることはありがたいことと思いますが、現行の居宅訪問型保育事業を待機児童対策として活用する自治体もありますし、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業なども待機児童対策として行われています。その際、保育所等と同様の長時間、そして継続的な保育の場合は、たった1人のベビーシッターが担うことは極めて難しく、事業者の下に管理者を置き、複数のベビーシッターがチーム体制を組んで保育に当たることが必要になります。複数の保育者が関わる保育が、時間ごとに継ぎはぎで埋められたような保育にならないように、事業所が中心となり、利用する子供に応じた保育方針や計画に基づいた保育が行われる体制をつくった上で実施することが重要であることを前提に御検討いただけるようお願いいたします。

また、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会では、保育を利用する子供を犯罪から守る方策が検討されており、この検討を進めることも非常に重要なことと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童クラブの運営に携わっております。

先般、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の調査結果が報告されました。放課後児童健全育成事業についても、今後5年間の各市町村の「量の見込み」が明らかになったところでございます。そこで示されました各市町村の「量の見込み」の集計を見ますと、約30万人の受皿の整備が必要であるとなっております。それは、国の新・放課後子ども総合プランが示す数値とほぼ同じであり、国の計画の妥当性が各市町村の見込みにより裏付けられたと言えるのではないかと考えております。国におかれましては、今回の市町村における「量の見込み」の調査結果を受けていただき、新・放課後子ども総合プランに基づいて、全国の放課後児童クラブを必要とする全ての子供たちがクラブを利用できるように、引き続き財政的支援をお願いしたいと存じます。

放課後児童クラブの現場におきましては、例年この時期、12月に入りますと、来年度の

放課後児童クラブの登録について、保護者の皆様から多くの問合せがございます。年々その件数や内容等から、共働きの御家庭の子供さんが増加していることがうかがえ、箇所数の増加と受入れ体制の充実が喫緊の課題であると現場では実感しております。

最後になりますが、量的拡大には必ず質の確保、その向上が必要であると考えます。つきましては、量的拡大に合わせて放課後児童クラブに通う子供たちが安全・安心に利用できるよう、子供たちの育成支援を担う職員の確保と定着、資質の向上について、そしてまた、子供たちが過ごす施設環境の整備のため、どうか国におかれましては今後とも特段の対策を講じていただきますようお願い申し上げます、私の発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 失礼します。

まず、預かり保育の件につきましては、秋のレビューなどでも取り沙汰されていましたが、これは事業者サイドにとっても利用者サイドにとっても非常に負担が大きい。特に、1号認定を対象にした預かり保育です。その1号認定の中に、いわゆる就労の2号認定、施設等利用給付の2号認定がありますけれども、事業者側は施設整備、それから、普段のランニングコストも非常に負担が大きいので、実施するのに難しい点がございます。

また、利用者サイドも、いわゆる夏休みなどの長期休業をはじめ、無償化が1日450円という部分ですから、利用者の負担も大きくて利用しづらいというのがありますので、この利用者サイド、事業者サイド両方ともぜひとも御配慮いただきたいと思えます。

また、預かり保育は、待機児童解消だけのためにある制度ではございませんので、その他のもろもろの子育て支援策として、待機児童がいない地域の、ぜひ全国満遍なくこの制度が行き届くように御配慮をお願いしたいと思います。

また、一時預かり事業の と 、 というのは3歳未満児ですけれども、どちらもやはりスタートアップするときの費用が行き届いていないので、なかなかスタートが切れないということもありますので、こちらの御配慮をぜひともお願いします。

また、1号認定の多い認定こども園というのは、学級を編成し学級担任を置くということで、同じ時間に出勤して退勤するという体制が中心になりますので、早朝であるとか延長である人員について加配も必要がございますので、そういう加算についても御配慮いただかないと、保育所のように長時間の人員対応がなかなか難しいということもございます。

それから、求人につきましても、市町村で私学助成の園が特に、その求人の中から、人材確保から外れているということもありますので、こちらの御配慮もよろしく申し上げます。

また、地域区分のことになるのですが、以前申し上げたように、東北地区から関東地区に流れているということについて、その効果が出るような地域区分ということを改

善のほうでよろしく願いいたします。なかなかそこまで結びつかなく、近隣施設とのバランスだけで考えているところが、やはり基本的な問題は解決しないのかなと思っております。

そして、市町村と私学助成の園との関係というのは、私学助成の園は都道府県所轄ですので、いろいろなところでコミュニケーションができていません。保育園の園長会には市役所の方が来られて説明するということがあっても、幼稚園のほうではなかなかないので、情報がお互いに不足しています。行政側も施設側も不足しているというのがあります。「ここdeサーチ」につきましても、やはり私学助成の園だけが外されているところがありますから、市民にとっては分かりづらい情報ということもありますので、以上の御配慮もよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、箕輪委員、お願いいたします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の箕輪です。よろしくお願いいたします。

本会からは、資料1、資料2について意見を申し上げます。

まず、資料1についてですが、公定価格に関する考え方については、これは本会としてもやむを得ないと考えております。ただ、先ほどほかの委員からも御発言がありましたが、今は幼児教育の現場では人材の確保ということが非常に大きな課題になっておりますので、御説明の中にも処遇の改善をこれからも進めていくというお話がありましたが、ぜひその実現をお願いしたいと思っております。

次に、資料2についてです。

預かり保育の拡充のことが書かれておりましたが、これについては本会の公立の園でも協力ができる余裕がまだいっぱいあります。今、本会に所属している園の預かり保育の実施の園数が、園の自主的な預かり保育も含めると68.1%という数字がありますので、未実施の地域で拡充の必要がある場合には実施の道をつくっていただければ、喜んで進めることができますと思います。

ただ、預かり保育というのは、幼稚園教育要領等に示されている、家庭との連続性を図りながら子供たち一人一人の実情に合った居場所づくりというその質の部分、そのことをしっかりと確保して実施ができるように、人的あるいは物的な環境の整備を併せてお願いしたいと思います。

一方で、コロナ禍で働き方が大きく変わり、今は在宅で働く方が増えてきていると思います。このことは、保育の長時間化に歯止めをかけるということにもつながるのではないかなと期待をしております。働きながらも子供に質の高い教育を受けさせることができる、そういう具体策を今後の政策の中にも盛り込んでいただければと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から参加しております茂木です。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、資料1「公定価格に関する検討事項について」で申し上げます。

6月にもお話ししましたが、地域区分については地方の実情に応じて適切に設定することが重要であり、介護保険等の他の社会保障制度との整合性を図りながら、資料1で示されている今後の検討の方向性も踏まえて、引き続き財源の確保も含め議論をいただきたいと思っております。

次に、資料2「今後の保育の受け皿整備について」でございます。

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、令和6年度末までにさらに14.1万人超分の受皿整備が必要という結果になっており、今後とも国に対しては、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、さらなる支援策の充実に求めたい。

ですが、児童手当の特例給付の廃止を含めた見直しにより待機児童対策の財源を確保するという方向で検討を進めるといふふうに新聞等で報道されていましたが、これは共働きなど一定の所得のある子育て世帯に大きな影響が生じることが懸念されますので、これはぜひ慎重に検討していただきたいと思っております。

最後にもう一点、保育士の処遇改善についてでございます。

先ほど来お話がありますが、保育所の人員確保が非常に困難な状況です。これを解決に向けるために、例えば、保育士の社会的地位の向上や賃金算定の在り方の見直し等が必要ではないでしょうか。さらなる制度改善を早急に実施されるよう要望しておきます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、森田委員、お願いいたします。

森田委員 お世話になっております。全国保育協議会の森田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは3点ほど提案をしたいと思っております。

まず、公定価格が人事院勧告に沿って見直されることにつきまして、新型コロナウイルスのために世の中が疲弊していること、我々も保護者と日々向き合う中でひしひしと感じておりますので、資料1の御説明につきましては理解をさせていただいています。

しかし、これまでも処遇改善に努めていただきましたことは大変感謝いたしますが、保育士等の給与水準は一般の平均給与よりもまだまだ低い状況です。さらなる処遇改善をこの場をお借りしてもお願いをしたいと思います。

そして、資料2で御説明いただきました待機児童解消に向けた新しいプランに向けてですが、今年度の調査研究事業として、人口減少地域の保育課題の検討も挙げられておりますので、待機児童解消や人口減少など、これらの保育については総括的で丁寧な議論をお願いするとともに、それぞれの地域に対応した保育が展開できるよう、メリ張りのある施設整備をお願いできればと思います。保育所・認定こども園は地域のインフラであり、セ

ーフティーネットの役割を担うという意味からも、地域振興になくなくてはならない存在だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、新型コロナウイルス対策ですけれども、当法人の認定こども園は3か所ありますが、そのうちの1か所で8月末と11月初旬の2回、陽性者が出ております。

このこども園では、先々週に2人、先週も1人、職員と園児がPCR検査を受け、そのたびに行動確認を行い、濃厚接触者の確認をしながら検査結果を待つという状況でしたけれども、こうした中で先般は夜の9時30分にならないと結果が分からなかったのです。それまでは職員も待機し、どうするかと検討していました。ただ、陰性でしたので、翌日から通常保育をさせていただき、職員の連絡、嘱託医や市役所への報告を済ませると10時に帰ることができたのですけれども、最初のときは夜7時に陽性の報告を受け、全て終わったのが11時でありました。そうしたところが、陽性だと分かった時点からいろいろなことがスタートされる。待つだけでも大変であるのに対しまして、陽性者が出たときの業務はこの上なく大変だと考えております。

そうした観点からも、こうした陽性者が出た施設に対しての補助金の創設です。これまでのいわゆる一律の補助金は大変ありがたく、一次補正、二次補正もいただきましたけれども、陽性者が出た施設に対する補助金の創設をお願いできればということ。また、定員も小規模から300名を超える施設まで多様であります。施設単位ではなく、できれば定員によって支給される補助金の創設をお願いできればと思っております。

この大変な時期を共に乗り越えられるように、行政のさらなるサポートをお願いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、山内委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内です。

それでは、公定価格及び保育の受皿整備について、まず申し上げたいと思います。

待機児童がまだまだいる中、保育の受皿整備を行うことの一応の趣旨は分かりますが、毎度毎度の発言にもありますが、保育所の人材確保について申し上げたいと思います。

新制度の確認事項にあります3000億円の確保については、まだはっきりと確保がついているわけではございませんので、御助力いただきたいと思います。これまでも様々な形で処遇改善を行ってきていただいておりますが、去年も5年後の見直しの中でも、保育の分野については介護等の収支差と比較してもまだまだ低く改定がされておられません。

それから、職員の勤務年数で上げていくという点についてであります。この点についてはいいことではあるのですけれども、人件費が運営費全体の8割を超えるという状況が起こってまいります。特に新設園の借入金の返済、賃借料など、基本的な必要経費の捻出も困難になっております。今後、少子化が進んだ時の安定的な経営を可能にするための御助力をお願いしたいと思います。

その他、保育の受皿整備についてであります。保育人材の確保については、それぞれの先生方がおっしゃっておられますように非常に困難であります。今年度においても保育士の不足のために、定員いっぱいに入園させられない運営が多数あるとお聞きしております。また、その上、産休職員等の補填等も困難であったりということが多々起こっております。来年度だけでなく、本年度からの対応を含めて人材確保の強力な御支援をお願いしたいと思います。

それから、森田委員が先ほどおっしゃられたように、コロナ対策であります。3密を避けられない幼児期でありますので、普段の業務終了後、子供がいなくなってから、それぞれの事務所を消毒しているという毎日が続いております。かなり職員が疲弊している現状もあります。感染者が出た場合と消毒についてであります。自治体負担で消毒の費用を持つということと、そうではなく施設そのものが負担をするというばらばらな対応が起こっておりと思っております。そういう面では、やはりピンポイントの形の対応をぜひともお願いしたいと思います。

公定価格については現状維持、また、それ以上に人材確保についての引き続いての御助力をこれからもお願いいたしたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

私からは、2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、多くの委員の方々がおっしゃっている保育教諭の人材の確保とさらなる処遇の改善でございます。現在でも保育者の人材確保については大変苦慮しているところでございます。その中で国としては、まず喫緊の課題としてこの問題に取り組んでいただきたくお願いいたします。

さらには、地域の創意工夫を生かしつつ、看護師、栄養士、教員免許保持者等の専門資格を有する人材の活用についても幅広く登用する方策について御検討していただきたいと思います。

また、様々な処遇改善を行っていただいているものの、依然として給与水準は低く、全体的に低い傾向にあるようです。引き続き処遇の改善に努めていただきたくお願いいたします。

2点目、非常災害、感染症におけるガイドラインの策定です。今回の新型コロナウイルス感染症の対応について認定こども園では、1号認定の子供と、2号、3号認定の子供の取扱いの違いから、制度上の区分によって園児の対応を変えざるを得ない施設も多くありました。このような問題について、非常災害時においても同様の事例が見られております。今のところ、抜本的な解決には至っていないので、早急に国としては一定のガイドラインを策定していただきたく思います。

また、今般の新型コロナウイルス感染症においては、万が一、施設のほうで陽性者が出た場合、優先的にPCR検査を受けること、さらには、間もなくワクチンの開発もされていると聞いております。ワクチン接種などにも優先的な配慮をお願いしたく存じます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。大変お世話になっております。

私からも短めに3点ほどお話ししたいと思います。

1つは、保育・教育の充実ということが非常に求められているとっております。また、その一方で、幼稚園、保育園、認定こども園に入る前のお子さんたちの状況というのも心配なところがございます。子育て支援、家庭支援とセットで進めていっていただきたいと思っております。

先ほど、幼稚園の団体の皆様が、預かり保育の型を努力されているということでした。

型のほうはなかなか難しくてまだ1割程度ということでしたけれども、一般型の一時預かり事業を含めて、幼稚園、保育園、認定こども園につながる前の家庭への一時預かり保育等の充実も併せて御検討いただければと思っております。

2点目です。先ほど、ファミリーホームの方の保育所入所を可能とする、また、利用者負担を求めないということについては、里親同様、非常にこれは重要なことだと思いたのでよかったですと思っております。

3点目です。新型コロナで産前・産後のサポートが非常に手薄くなっていると感じております。産後ケアの事業ですら自治体は努力義務で3割程度しか実施しておりません。そうなりますと、ヘルパー派遣事業などは自治体独自事業になっていますけれども、まだまだ多胎児さんのみへの支援が国費として入っているのみです。ぜひ、この産前・産後まわりの支援についても御検討いただければと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、長田委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

私たちの公益社団法人は、全国1万強の社会福祉法人を中心とした認可保育所の団体です。コロナ禍にあっても通常に近い登園児を迎え、子供たちの健全な発育を願いながら、保育を日々継続しております。まだまだ都市部を中心に予断を許しません。感染拡大防止に十分気をつけながら、エッセンシャルワーカーとしての自覚を持ち、子供たちのため、働く保護者のために保育に取り組んでいます。今後とも国や地方自治体からの御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

今回も意見書を提出させていただきました。参考資料2「委員提出資料」の2ページを御覧になってください。

まずは、令和2年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定ですが、積み上げ方式を採用している「保育」としましては、今回の人件費改定に連動し公定価格が引き下がることに異論はございません。

一方、コロナ禍においてもエッセンシャルワーカーとして懸命に尽力している保育士ですが、全産業の女性労働者との賃金格差がまだ月額2万円程度ある状況のため、さらなる処遇改善をお願いしている立場としては、保育士の処遇が下がらないような対応を切にお願いしたいと思います。

続きまして、地域区分の在り方についてです。

自治体の反応は理解しましたが、現場で運営に当たっている保育所・認定こども園では、現在の地域区分に対して、保育士確保の観点から厳しい実情を訴える声もあり、より適切な制度に向けて見直しを行うことが望ましいと考えます。

また、令和3年度の介護報酬改定の際の方向性を踏まえ、保育も準じて見直しの検討をお願いします。

このところ、報道が先行している児童手当についてですが、平成30年11月20日の財政審の建議にありますように、所得制限について「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきである」に賛同いたします。一方では、所得の少ない多いにかかわらず、少子化に歯止めをかけていかなければならない状況を考慮しますと、「特例給付」は継続する必要があるのではないかと考えます。しかるに、世帯の所得制限を引き上げる等、予算上の調整を行い、効果的・効率的な範囲を見つけ出す方策が大切なのではないかと考えます。

菅総理の所信表明演説で表明されたポスト「子育て安心プラン」を鋭意作成中と思われませんが、「待機児童の解消」はもとより、「保育現場の魅力の発信」や「保育の質の向上」「更なる保育士の処遇の改善」「第三者評価の受審率の向上」等を盛り込んだ子供目線の魅力的な事業計画の策定となるよう大いなる期待をしております。

それから、人口減少地域に関しては、まずは、人口減少地域の「保育」が消滅することのないように、地元自治体と連携した施策を、国の強力なバックアップの下に展開をお願いいたします。

最後に、宿舍借り上げ事業は、おかげさまをもちまして、都市部を中心に画期的で非常に有効な施策であります。人材確保は困難を極めております。

令和3年度以降も確実に継続していただきますよう、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。今日も詳細な説明をありがとうございました。

私からは、公定価格の人件費改定、地域区分、待機児童について、それぞれ関連しますのでコメントいたします。

人件費の改定、地域区分につきましては、人事院勧告、介護保険の見直し等々と整合的な形で検討されているということで、それはそれなりに結構だと思います。

それから、地域区分につきましては財政中立という原則を念頭に置いていらっしゃるということも評価できていると思います。ただ、特に地域区分につきましては、どう頑張ってもゼロサムゲームみたいなのところがあります。人件費につきましても、大きな問題は保育人材の処遇改善だと思います。

したがって、待機児童の問題を解消するための方策を考えますと、この辺で現物給付と現金給付、具体的に言うと児童手当なのですけれども、この組合せを見直す時期に来ているのではないかという気がいたします。

ただ、そのためにはいろいろな問題がありますので、ぜひ事務局の方をお願いしたいのですが、現金給付、特に児童手当について、それがどういう効果を持っているのか、子供数の向上に対してどういう効果があったのかが分かるような資料をぜひ提示していただいで、私たちの議論に資するような工夫をしていただければと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私からは4点、短く意見を申し上げます。

まず、第1点目です。自治体の第二期障害児福祉計画の策定に当たって、前回の柏女発言を受けて、内閣府、文科省、厚労省の合同事務連絡を11月25日付で発出いただいたことに、心より感謝いたします。今後ともインクルーシブな社会づくりのために、子ども・子育て支援制度と障害児支援制度の連携をお願いいたします。

2点目です。待機児童対策の新プラン策定、これは親の生き方を決定的に左右する問題でありまして、入所できなかった子供の最善の利益保障のためにも、何よりも優先すべきテーマだと思います。利用者の選択と自己実現を優先する子ども・子育て支援制度への信頼性確保のためにも、財源確保の上、速やかな計画策定をお願いしたいと思います。

第3は、今後は保育サービスの供給過剰ないしニーズと保育所等々の立地とのミスマッチが生じることから、保育所等で閉鎖、撤退が各自治体で続く可能性があります。その場合、園の閉鎖や撤退のためのルールが各自治体で格差が出る可能性があるため、早めに国としての標準的な撤退ガイドラインを作成しておくことが必要と考えます。

あわせて、共生型サービスや介護等への業種転換、これをやりやすくするための施策を講じておくことも必要かと思えます。

最後に、公定価格関係です。

公定価格に療育支援加算がありますが、これを虐待、貧困にも適用できるよう、拡充・拡大してほしいと思います。昨年度、子供の貧困に対する某県計画の策定に携わりました。

そこで、小学校高学年、中学生に対する質問紙調査を実施しましたが、それによると、就学前からずっと貧困が続いている家庭の子供が、その他の子供に比較して、最も自己肯定感が低い、将来に希望が持てないという結果でした。虐待も就学前が多く、こうした虐待や貧困家庭の子供の支援に早期につなげていくためにも、現在の療育支援加算の拡充が必要と思います。

私が運営に携わっている保育所では、専任職員を置いて成果を上げております。市町村事業として保育所等における要支援児童等対応推進事業が実施されておりますが、これは自治体の実施主体であり、保育所ごとに加算されるようにすべきと思います。今回の保育士養成課程においてソーシャルワーカーもここを削除したことを受け、そうした専門性を有する職員を置くことができるようにすべきと思います。

私からは、以上の4点を申し上げました。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。私からも4点お伝え申し上げます。

1点目は、毎回ですけれども、新制度等の照会に対応したデジタルの統一、行政とのデータのやり取りをぜひ推進していただきたいと思います。

2点目です。私立幼稚園を活用した保育の受皿整備、資料2ですけれども、既存施設をどうしても改修しなければなりません。2歳児の一時預かり事業ですけれども、満3歳児保育は、多様な働き方にも対応する受け皿とも考えられます。地域での教育ともつながってくる満3歳児保育や学齢2歳から学齢3歳にかけては適正な環境が必要かと思っておりますので、スタートアップ経費に関する支援をお願いしたいと思っております。

3点目です。施策の周知の工夫と徹底という部分です。ポンチではいろいろ拝見することはあるのですが、そこから実施要項になると見えなくなってしまう。幼稚園にしても、あるいは市区町村行政にしてもお互いに知らなければ、せっかくいい施策があっても実行することができません。そういう周知と理解のコミュニケーションがうまくいくように働きかけをいただければと思います。

最後に、「ここdeサーチ」ですけれども、私学助成の幼稚園が未掲載のままになっております。利用者からは私立幼稚園が見えないという状況です。公の情報から除外されるということは、大きな課題、問題があるかと思っておりますし、また、不利益も同時に生じているわけで、早急な対応をお願いしたいところです。

加藤からは以上でございます。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、古口委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会、栃木県茂木町長の古口でございます。

私からの意見については、先ほどの、茂木安中市長さんのご発言と全く同じです。特に地域区分については差があるということは確かに分かるのですが、なかなか統一的にやっ

ていくのは難しいのではないか。そのため、地域区分の見直しとは別に、地域における保育士さんの確保について、何らかの支援をしていくということも考えざるを得ないのではないかと考えております。

いずれにしても、子ども・子育てに対して大事な問題でございますので、その辺りが難しいということではなく、何らかの解決策を新たに模索していく必要があると思います。

私からは以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

4 ページの意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思います。全てをお話しすることはできないので、ピックアップいたします。

まず、保育所等の欠員補填の仕組みをつくっていただけたらと考えております。今年度、全国待機児童数が過去最少となりまして、このペースで減少すると仮定した場合、あと3年で待機児童がいなくなる計算になります。これは大変喜ばしいことなのですが、東京23区でさえ定員割れする保育園が出てきています。非常に経営難で閉園せざるを得ない園がどんどんこれから増えてくると予想されています。

実際に、都内で業界最大手のJPホールディングスグループが、都内の認証保育園4園をいきなり閉めました。また、千葉県の某市でも小規模保育園が突然閉園して非常に困る、保育園難民となる親御さんが出てきました。こうした事態は、これからどんどん起きてくると思います。

先ほど、柏女委員もおっしゃっていたように、こうした閉園のルール、ガイドラインというものが無い状況において、これから保育園難民問題というのがかなり増えてくるのではないかと考えています。

こうした状況を何とかするために、欠員補填ですね。空いている部分に関しては人件費の部分はお支払いいただくという形で、いきなり閉園になるようなことを防ぐために、緩やかにお手伝いしていくような形にしていけないと、全体最適から非常に遠のくのではないかと考えています。これが1つ目です。

また、今後どんどん待機児童が減っていく中で、マイクロニーズというものが出てきます。例えば、ある地域において6名の待機児童がいますというときに園を造ることはできません。そうしたところでどう対応していくかというところで、小規模保育事業です。今はC型まであるのですが、D型というのをつくっていただけたらと考えております。これは、2人以上8名以下の新しい類型です。こうしたものをつくることによって、新しい園を造ることではないのだけれども、そうしたマイクロニーズに対応していくことができるのではないかと考えていますので、こちらにたたき台を出しましたので、ぜひ厚労省におかれましては御検討いただけたらと思います。

あとは、書いてあるところを御参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞、佐藤好美です。ありがとうございます。

まず、1点目、公定価格についてです。幾つもある対応をお願いしているところで、地域区分について介護保険に合わせるといのはよろしいのではないかと思います。

2つ目です。保育の受皿整備についてです。質と量をともに満たす整理が必要だと考えております。菅総理は、幼稚園の活用について述べておりまして、スキルも経験も豊かな幼稚園の活用は急務だと思っています。

本日、こども園への移行状況も出ておりまして、依然として地域差が大きいのが実情です。待機児童が多いところでこども園への移行が進んでないことについては、これまで何度もお聞きし、何度も説明を受けていますが、釈然としないところです。

同じ資料に、一時預かり事業についてのデータも出していただきました。これが充実していくと、保護者からすると、預かってくれる時間から預け先を考えずに済むようになるもので、充実が望まれるところです。ですが、公立園が4割実施、私立園が6割実施で、なかなか進んでいないところです。

水谷委員から、待機児童の解消だけが目的ではないという御発言がありまして、大変感銘を持ってお聞きしたところです。一方で、進まない理由でニーズがないと言っている園も一定数あります。待機児童の多いところでどのような対応になっているのか、そのプロットしたような資料が見たいなと思ったところです。

また、特別な支援を要する子供の一時預かり事業をやらないと、認可外のところが半数を超えていたり、2歳児の受入れを実施予定がないというところも8割近いのも、ちょっとということになっているのかなという感じがいたします。

水谷委員がおっしゃられたように、制度的な経済的な問題と使いにくいところがあれば御対応いただいて、ここを受皿の一つとして活用していくことが非常に重要だと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、月本委員、お願いいたします。

月本委員 よろしく申し上げます。全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

一時預かり事業幼稚園型の実績数が伸びていないことはとても残念です。その要因としては、私立幼稚園にそうした説明が届いているのか、また、保護者はそうした子育て支援事業は幼稚園ではやっていないのではないかという思い込みもあるかもしれません。そのような状況の中で、一時預かり事業幼稚園型 が広く周知され、2歳児の居場所として提供されることを促進していただければありがたいのですが、都道府県や市町村から幼稚園への周知が十分になされていないのではないかと懸念を持っています。

特に、私学助成幼稚園が、一時預かり事業保育園型を導入することは可能であることの

周知については、直接的な事務窓口となる市町村からの周知がさらに必要ではないでしょうか。今後、積極的に進めていただければと願っています。

次に、施設と利用給付の無償化、充実についてです。就労による預かり保育の利用は確実に待機児童解消の一助になっていると思われませんが、教育・保育給付の2号認定家庭に比べると、経済的負担が大きいと感じています。また、土曜日や長期休業中の経済的負担はさらに増大すると思われるため、預かり保育におけるこうした負担の軽減にもぜひ御配慮いただけたらと思います。

3点目は、私立幼稚園の預かり保育は、多様な事情で活用できる制度として、1号認定の家庭には役立っています。私立幼稚園の教育時間は、秋のレビューで議論されていたような4時間だけではなく、夕食のある園は9時から15時であったり、それ以上の園もあります。つまり、預かり保育だけの時間ではなく、開園している時間を基準にした視点での議論も含めたり、多様な事情で利用することも考慮に入れて、制度設計をしていただければありがたいと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、湊元委員、お願いいたします。

湊元委員 日本商工会議所の湊元です。

私から、2点、意見を申し上げます。

まず、資料1「公定価格に関する検討事項について」です。国として統一かつ客観的なルールと社会保障分野の制度との整合性を踏まえ、地域ごとの民間の給与水準を反映させる方式は妥当なものと考えます。財政中立を大原則として公平性と透明性を担保した合理的根拠の下、今後も検討がなされることを期待しております。

2点目、資料2「今後の保育の受け皿整備について」です。我々の基本的な考えを述べさせていただきます。保育の受け皿整備の財源として事業主が負担する拠出金が充てられております。少子化対策は国の最重要政策の一つであり、社会全体で子育てを支えていく観点から、保育の受け皿整備は安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきであります。事業主拠出金は安易に用途を拡大することなく、運用規律を徹底することで、料率はできる限り引き上げるべきではありません。コロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえると、今後は積立金残高を勘案し、むしろ料率の引下げも視野に入れて検討していくべきであります。事業主拠出金のおよそ6割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は、中小企業の支払い余力に基づき、慎重に検討すべきであります。

また、中小企業に対する特別な配慮も具体的に講じるべきであります。事業主拠出金に関する事項の検討に当たっては、企業の意見を十分に踏まえるとともに、事業主団体との協議の場など、オープンな場で透明性の高い議論をすべきであります。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、手島委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島でございます。

資料1「公定価格に関する検討事項について」は、いずれも異論はありません。地域区分の在り方については、9ページの今後の検討の方向性の(1)にあるとおり、原則に沿った対応とすべきです。

参考資料2「委員提出資料」の19ページを御覧ください。

経団連は、真の全世代型社会保障に向けた制度改革の実現を提案しています。高齢者に偏りがちな給付を見直し、現役世代の負担増を抑制することが必要です。例えば、後期高齢者医療の窓口負担については、1のとおり、「低所得者」を除き、原則2割を基本とすることを求めています。

また、少子化対策については、2のとおり、社会全体で支えることを基本とすべきです。

コロナ禍の下で、企業経営は規模を問わず大変厳しい状況にあります。企業だけに偏った一方的なものは受け入れられないことを改めて申し上げたいと思います。

子ども・子育て分野においても、ワイズ・スペンディングや真に必要な支援に集中することが重要です。その中で現在、児童手当の見直しについて検討いただいていると思いますが、経団連としては、以前から申し上げているとおり、児童手当については2点の見直しが必要であると考えます。

第1に、所得基準を超える高所得者を対象とした特例給付は当分の間の措置となっておりますが、廃止すべきです。

第2に、児童手当の支給に係る所得基準は、主たる生計維持者の所得だけではなく、世帯合算の仕組みに直すべきです。児童手当制度が発足した1970年代前半から50年近くたち、共働き世帯の数が専業主婦世帯の数を大きく上回り、就労形態は大きく変化しています。児童手当の所得基準も社会の変化への対応及び公平性確保の観点から、世帯合算に改めることが妥当です。

以上申し上げた改革を通じて得られた財源を、今後の保育の受け皿整備に充てるべきだと考えます。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、徳倉委員、お願いいたします。

徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパン、徳倉でございます。

まず、公定価格についてでございますが、保護者の立場からいたしますと、やはり職員の方々の処遇が現在、コロナ禍で大変業務が増えている中で下がるということは、職員の方の離職率等が増えるのではないかとということで、いわゆる保育の質等の担保がどうできるのかというのは非常に懸念しております。最大限御配慮いただきたいと思っています。

2点目が、「ここdeサーチ」でございます。ほかの委員の方々からもありましたけれど

も、初めて子供が生まれてどこかに預ける、通わせるというときに、やはり最初に情報を得る場所がこういう点であります。そうすると、我々専門家は1号、2号、3号やいろいろ認可がある、非認可であると様々に分かっておりますけれども、保護者はなかなか分かりづらいと。そういう中であってこういうサーチをする場所に入っているところと入っていないということは、非常に不便であると感じますので、こちらの是正をどうかしていただきたいと思っております。

3点目、最後になります。項目にはありませんけれども、児童手当についての報道がございます。大きな括りの話の中で、子育てに係る財源の中で話をするのではなく、大きな社会保障の中で世界的に見ても、例えば、高齢者と子供に分配される率が非常に不均衡になっている。そういうところからぜひ考えていただいて、子育て世代にどういうふうに、子供にお金を行き渡らせるようにして、学び育ちができるのかという御配慮をいただきたいと思っております。

以上になります。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 私からは、保育の質の確保、向上という点から3点ほど述べさせていただきます。

1点目としましては、多くの委員の方からお話がありましたように、受皿の量的整備を行うとともに、保育の質の確保ということが非常に重要だと思っております。両立支援という考え方とともに子供の最善の利益を考慮するというのを忘れてはならないと思っております。

2点目としましては、今後の保育ニーズの拡大とともに、子供の人口減少との兼ね合いをどう考えていくかということが課題になると思っております。幼稚園の活用ということも挙げられていると思っておりますが、その際に、単に空きスペースを利用するという考え方ではなくて、質の確保という観点からの公的支援が必要だと思っております。これまでの幼稚園の実績を生かしつつも、2歳児預かりの子供たちが無理なく有意義に過ごせるように適切な人員配置、設備の整備、必要な職員の研修などがきちんに行われることが必要だと思っております。

3点目としましては、今後全ての多様な子供たちのインクルージョンという観点から、発達の特性や家庭の経済状況、文化的背景など、様々な子供たちの対応ということをもっと真剣に考えていく必要があると思っております。OECDの国際比較調査でも、特別な支援を要する子供の保育に関する保育者の研修ニーズは高いということがありますが、一方で多様な文化に関わる認識というのはまだまだほかの国と比べても低いということが示されています。こうした調査結果も踏まえつつ、全ての子供たちにとってのよりよい保育と現場への支援の在り方を検討していくことが必要だと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、中正専門委員、お願いいたします。

中正委員 一般社団法人日本こども育成協議会の中正雄一でございます。

私からは4点ございます。

まず1点目、資料1の人事院勧告に伴って改定内容を反映することは致し方ないと思いますが、さらなる現場職員の処遇改善、魅力向上をお願いしつつ、「3. 今後の検討の方向性」の最後に書かれている保育士等の確保に向けた支援についても、ぜひ議論を進めていただきたいと思っております。

2点目です。こちらについては意見書の26ページ、27ページで出させていただいています。

まず、子育て支援の在り方の検討についてでございます。新たな「子育て安心プラン」の作成に向けて、子どもの権利条約に定められている4つの権利が保障される社会が実現されるよう、本会議として、意見を具申されることを提案させていただきます。

少子化が止まっていない状況の中で、菅総理も、年末までにポスト「子育て安心プラン」を作成するとしております。子ども子育てに係る施策等を協議検討する役割を担う本会議においても、子どもの権利条約に定められている4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障される社会の実現に向け、意見を具申する必要があると考えます。

3点目です。保育所におけるデジタル化の推進です。保育所業務を多角的に軽減することにより、保育士の負担軽減と保育の質の向上に資するよう、さらなるデジタル化の推進を提案いたします。

保育士は、給与については処遇改善などによって差は縮まっておりますが、やはりきついなど、まだまだ十分な改善が進んでいるとは言いがたい状況です。

特に、行政への各種の報告や申請に係る書類、監査資料、保育業務に係る記録などは、多くが紙ベースで行われています。

デジタルでの対応によって、実質的な勤務時間の軽減と仕事の効率化を推進し、働き方改革につなげていただく必要があると考えております。

ぜひこれらの改革により、余裕の生じた時間を保育業務に充てることにより、保育士の負担軽減と保育の質の向上に資する効果があると思われれます。

4点目、保育所における新型コロナ対策の充実です。これまでも保育所は、エッセンシャルワーカーの方々の勤務に支障が生じないよう、これらの方々のお子さんを受け入れ、保育を行ってきました。引き続きこれらの方々が安心して勤務できるよう、保育業務を行っていく所存でございます。

このためには、保育士をはじめ、保育所の従業員が安心して勤務できる環境を整備することが何より重要です。

PCR等の検査、ワクチンの接種、その他感染予防のための衛生用品の確保など、必要な対策を必要な時期に享受できるようにしていただくように御提案いたします。

以上4点でございます。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、水嶋専門委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。1点だけ申し上げます。

資料2「今後の保育の受け皿整備について」です。待機児童解消に向けた取組で着実に減少していて、「子育て安心プラン」の最終の2020年4月時点での待機児童数は1万2439人となりましたこと、これは国や自治体の施策の御尽力のたまものだと思います。ありがとうございます。

これについて、厚生労働省から公表されている集計結果によると、待機児童数の1万2439人の87.1%がゼロから2歳児の低年齢児です。まさに家庭的保育が対象としているゼロから2歳児、より家庭に近く、子どもはもちろんのこと、初めて子育てをする保護者に寄り添える。コロナと共存することになった現在は、感染防止の面からも出入りする人数は保護者を含めても限られていて少人数です。ゼロから2歳児を対象としているので、毎年毎年ゼロから2歳児の保育をしている、言わば、ゼロから2歳児の専門家といっても過言ではない家庭的保育です。

先ほど、野澤委員がおっしゃった質の確保ということからも、87.1%の待機児童解消のために、自治体に家庭的保育の活用を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡辺専門委員、お願いいたします。

渡辺委員 日本医師会の渡辺です。

4点お話しさせていただきたいと思います。

1点目は、資料1の地域区分見直しの方向性ということに関しまして、補正ルールを実施する根拠となる現状の資料を御提示いただければと思います。また、その区分とルールの実績に対しての妥当性を評価する必要があるかと思います。

2点目は、資料2の3ページでございます女性就業率ですけれども、できれば年齢層別のデータを出していただけると、より具体的な状況が分かるように思いますので、可能であればお願いしたいと思います。

3点目は、感染対策ということに対して、日本学校保健会が運用している感染症情報システムの利用をぜひ勧奨していただければと思います。

最後ですけれども、認定こども園における医療的ケア児の受入れ体制の整備というのをぜひ図っていただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、大川専門委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会会長の大川でございます。

「委員提出資料」の22ページを御覧ください。私は本日、3点について述べます。

1点は地域区分ですけれども、幼児保育に関する限り、その施設のロケーションは大変偏っておりますので、こういった地域区分を配慮して、今後は広域医療のための法整備を進めていただきたいと思います。

第2点、児童手当でございます。少子化問題解決のためにこういった「子育て安心プラン」が行われているわけございまして、多くの交付金が出ているのは非常に喜ばしい限りでございますが、さらに一歩進めて、子供を産み育てれば育てるほど生活が楽になるという新たな観点から、これを税制面からも含めて検討していただきたいと思います。また、子供が生まれない、出生率が少ない理由の一つは晩婚化でありますから、高校を卒業してすぐ高等教育、就労するのではなくて、どの時点からも結婚して子育てができるような社会をつくっていただきたいと思います。

第3点ですけれども、これは病児保育の交付金に関してですけれども、現在のCOVID-19の流行に伴い、利用者は激減しております。現在のところ、実績の預かり数によって補助金が決まっておりますから、この制度の安定を図るためには、今後、基礎部分の拡大、あるいは定員化について御検討くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、岡本専門委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本です。

資料2を踏まえて述べさせていただきます。今後の保育の受け皿整備で示されております待機児童問題について、保育園のほか、幼稚園やベビーシッターなどの地域のあらゆる資源を活用していくということは、それぞれの家庭での子育てや働き方の事情に見合った保育という視点からも重要であると言えます。その整備に欠かせないのが保育士不足の解消であります。皆様おっしゃっておりますが、処遇改善加算などにより処遇改善が進んでいるとは思いますが、女性労働者全体の平均賃金と保育士の平均給与を比べてみますと、その差は縮まってはいるものの、保育現場の仕事のきつさや担う責任の重さ、勤務時間外にまで及ぶ間接的業務等を考慮しましても、いまだ十分な改善が進んでいるとは言いがたい状況にあると考えます。

保育職を目指している保育士養成校で学んでいる学生や、時期を見て復帰しようと考えている潜在保育士の方々に向けても、保育職のやりがいや魅力について発信することも重要ではありますが、それらを現実的に裏づける働きに見合った給与となるような処遇改善を進めていただきたいと思います。保育者の充足は保育の質の確保につながりますし、最終的にはそれが子供の心と体の健やかな育ちへの適切な援助につながるものと考えています。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、木村専門委員、お願いいたします。

木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

参考資料2、委員提出資料24・25ページに、今回6項目であります。前回に引き続きの項目もありますので御回答をよろしくお願いしたいと思います。

まず、公定価格における地域区分であります。6ページの文末にありますように、保育人材の奪い合いが激化しており、近隣地域以外にも最低賃金で区分するなど、様々な検討事項があるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回の議論には入っておりませんが、児童手当に関してです。子育てにお金がかかること、先行きが不安であることという国民マインドが、コロナウイルスに関する特別定額給付金、いわゆる国民1人に10万円の給付、この多くは実は預金に回っています。限られた財源の中でも、多くの方に公平性を確保しながら適正化を図っていくべきだと思いますが、引き続き、様々な声を受け止めていただいて、慎重に進めていただければありがたいと思っています。

また、保育士のさらなる処遇改善は、多くの委員の皆様方がお話しされたとおりです。危険手当などの新設なども御検討いただければありがたいと思っておりますし、災害時やコロナ感染における休園や、最近では、施設がクラスターを発生しているなどのような濃厚接触者も含めて、自園でその園の休園などを判断できるような御検討もいただければと思います。

さらには、量から質へのシフト変化のときに、保育時間の適正化なども検討を進めていく必要があるかと思っています。

また、学ぶ機会として、ウェブでの研修などを各自治体が積極的に進めるように、内閣府等からも通知をしていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、三日月委員代理人の中條様、お願いいたします。

中條代理人 滋賀県副知事の中條です。公務により、知事の出席がございませんので、代理として発言させていただきます。

全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトリーダーとして、三日月知事が、将来世代を応援するための緊急提言を取りまとめ、先月、要請活動をさせていただきました。子供の視点に立った中長期的な支援や、必要な財源の確保を含め、確実な実施を改めてお願いさせていただきます。

それでは、3点の意見を述べさせていただきます。

1点目、国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定によりまして、減額改定の御説明がございましたが、待機児童解消のため、優れた人材の確保が急務である中、これまで保育士の処遇改善を段階的に進めてきた取組から後退することにもなりかねないと思っております。コロナ禍の中、エッセンシャルワーカーとして御尽力いただいている頑張り

に応えるためにも、御説明の中でも検討するとのお話がございましたが、他の制度も含め検討を行い、保育士の給与が減額されることがないように、さらなる処遇改善の早期実現をお願いしたいと思います。

2点目ですが、地域区分の在り方につきましては、隣接地域や同一生活圏を構成する周辺地域との地域区分格差が大きく、人材確保に支障を来している自治体もありますことから、関係自治体の意見をしっかりと聞きながら、また介護分野の令和3年度の改定の議論と併せて、引き続き検討をお願いしたいと思います。

3点目です。待機児童の解消につきましては、菅総理が御発言されたように、この問題に終止符を打つべく、本年末に新たな計画を定めることとされているところでございますが、この財源に関して、児童手当の見直しにより充当するとの検討が報道されております。全国知事会では、所得制限の廃止も含めた児童手当の支給額拡充を要望しておりまして、単に財源を回すのではなく、長年の課題である少子化対策に真正面から取り組む必要があるものと考えております。将来世代が将来に夢や希望を抱き続けられる社会を実現するために、子育て支援策の強化と、そのための安定的な財源確保について、検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、安河内専門委員代理人の伊達様、お願いいたします。

伊達代理人 全国児童養護施設協議会の伊達と申します。よろしく申し上げます。

せんだって、2019年度の虐待対応件数が発表されました。全国で19万3000人ということでした。前の数値より21%上がっているということで、大変な状況になっております。2020年はコロナ禍もありまして、さらに増えているのは間違いないだろうという状況です。

児童養護施設のほうから2点述べさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、公定価格に関することです。今回、人事院勧告により保育所の公定価格が下がりました。公定価格が下がった場合に、これは社会的養護関係の施設においても同じような扱いになっていくと思います。皆様の発言にございますように、児童養護施設もエッセンシャルワーカーという範疇に入ります。今回の公定価格が下がったことに関して、厚労省の家庭福祉課のほうでも検討いただけるという方向にあるとお聞きしておりますけれども、大変な状況でございますので、ぜひ現場の士気が落ちないように改善、費用をむしろ増やすような形での御支援をお願いしたいと思います。

それから、もう一つです。地方分権に関するところで、沖縄から、ファミリーホームに対する保育所の利用について提案があったということです。これは児童養護施設も同じでございます。児童養護施設にずっといる子供ばかりではありません。家庭に帰る子供にとっては特に保育所の利用というのは大事ですので、ぜひこのことについて御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員からの御質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府新制度担当から発言させていただきます。

本日、公定価格について御議論いただきましたほか、様々な事項についての御報告をさせていただきます。御議論、大変ありがとうございます。

まず、本日御説明した資料に関係する御意見について何点かお答えしたいと思います。

まず、給付の関係でございます。人事院勧告に伴う公定価格の改定について基本的には御理解をいただきつつ、一方で、処遇改善の必要性について、非常に多くの委員から御指摘を頂戴いたしました。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、保育士の給与が全産業平均を下回っているという現状がございますので、今後とも処遇改善が非常に大切な課題であるという認識の下、安定的な財源の確保に努めてまいります。

また、コロナを踏まえた臨時的な対応についても、厚労省、文科省と連携して検討していきたいと考えてございます。

関連して、保育の受皿の拡大に伴っての質の向上も必要であるという御指摘もいただいております。0.3兆円超メニュー、可能なものから少しずつ取組を進めておりますけれども、こうした課題も併せてしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、地域区分の在り方につきましては、介護保険の動向を踏まえた検討を財源確保と併せて行う必要があると考えているところでございます。そのほかにも様々な御指摘をいただきました。水谷委員からは、広域的な視点で考えるべき。木村委員からは、最低賃金を活用すべきという御意見もいただきました。

昨年末の本会議での取りまとめにあるように、公務員の地域手当に準拠して地域区分を設定するという基本的な考え方は維持する必要があると考えておりますけれども、本日の御意見を踏まえながら、引き続き財源の確保等と併せて、皆様の御意見を丁寧に向いながら検討してまいりたいと考えてございます。

それから、保育の受皿整備に関連して手島委員、湊元委員から、経済界としての負担がなかなか難しいというお話もございました。国として保育の受皿整備をどうするか、また、その負担をどうするか、まさに非常に重要な課題として現在検討されているところでございますけれども、社会全体で子育て世代を支援していくという方向性の中でどのようにすべきか、関係する皆様とよく御相談しながら検討していきたいと考えてございます。

そのほか様々ないただいた意見について、何点かお答えいたします。

「ここdeサーチ」での私学助成幼稚園の掲載について、加藤委員、水谷委員、徳倉委員から御意見をいただきました。これにつきましては、前回の会議でも御指摘いただいていたところでございます。施設類型に新たに私学助成園を追加するため、2月末までにシステム改修を行うことといたしました。実際の施設の登録については、掲載を希望される私学助成園についてその情報登録をお願いする事務連絡を、年度内に都道府県等に発出してまいりたいと考えてございます。

それから、駒崎委員からは、保育所等の欠員の補填について要望いただきました。これ

につきましては、子ども・子育て支援法では、保育所等で教育、保育が提供された場合にその費用を給付するとされており、実際に利用していない子供について給付する仕組みについて、なかなか課題が多いと考えております。

一方で、人口減少地域における保育の在り方、これも課題になっておりますけれども、同じような問題意識かと思えます。厚労省と連携してしっかり検討していきたいと考えてございます。

同じく駒崎委員から、企業主導型保育への障害児保育加算の導入について資料で頂きました。これについてすぐは難しいと考えておりますけれども、待機児童解消のための受皿確保として企業主導型保育の整備を進めていますけれども、それが見えてきたところで現場の実態を把握しつつ、予算の執行状況などを踏まえ、今後検討していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

水野児童手当管理室長 続きまして、内閣府児童手当管理室長でございます。

児童手当につきましては、茂木委員、長田委員をはじめ、多くの委員から御意見いただいたところでございます。報道されているところではございますけれども、政府としましては、本年5月に閣議決定をしました少子化社会対策大綱におきまして、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充、重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討するとなってございます。今申し上げた内容に沿いまして、今後も引き続き検討を続けていきますけれども、今日いただいた御意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

矢田貝保育課長 厚労省保育課長でございます。

保育の受皿整備について御意見いただきました。新プランの策定に向けて検討中ですが、本日いただきました御意見も含め検討してまいりたいと考えてございます。その際、量の確保と質の向上は車の両輪と、先ほど池上参事官からもございましたが、そうしたことにももちろん配慮していくとともに、多数の委員から人材確保というのを併せて進めていく必要があるという話であったり、多様な地域資源の活用であったりということも御意見がございましたので、そういったことも踏まえて新プランの検討を内閣府とも連携しながら、引き続き進めていければと考えているところでございます。

また、コロナへの対応についても複数の委員から御発言がございました。今年に入ってからコロナへの対応に関して、厚労省としても様々な文書を発出し、もしくは補正予算などにおいて現場への支援を行ってまいりました。現場の皆様が一番御苦労されているという認識の下で、引き続き、国としてどのような支援ができるかということを検討して実行してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

井上幼児教育課長 文科省の幼児教育課でございます。

幼稚園の預かり保育等に関しまして幾つか御意見をいただいたところでございます。待機児童を抱えていらっしゃる市区町村が2割ぐらいということ、また、今後の少子化、一方で、女性の働く率が高まっていくであろうという様々な要素がある中で、利用者の方や事業者の方の視点を踏まえましての様々なきめ細かな御支援が必要かと思っております。

今日の資料ではお出ししておらないのですけれども、秋の行政事業レビューでこのテーマが取り上げられまして、ネットに載っておりますので、また関連の資料を御覧いただければと思います。3歳から5歳の預かり保育に関して、幼稚園は特に私学ですとほぼ全部、公立は7割ぐらいが実施しているといった状況になってございます。そういった中で、今日も議論に出ていましたが、やはり人材の確保が非常に大変ということで、処遇改善につきましては内閣府さん、厚労省さんとも連携してしっかり取り組んでいかなくてはいけないと思っておりますし、そのことは新制度のみならず、私学助成の充実といった観点でもしっかり認識をして対応したいと考えているところです。

また、もう一点、幼稚園が預かり保育を行うための施設整備という点も御指摘がございました。こういったところを少しでも御支援、充実できるように努力をしてみたいと思います。

また、待機児童がいらっしゃる市区町村がだんだんピンポイントで見えてきているところから、きめ細やかな対応ということで、待機児童の多い市区町村さんにその幼稚園の活用も含めて、実態をどういうふうにお考えであるとか、対応ぶりというのをきめ細かく聞きたいと思っております。そういったことも含めて対応を進めたいと思っております。

ほか、コロナ禍でICTの御支援ですとか、また必要な感染症対策の支援等も引き続き対応してみたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間でございますので、第54回「子ども・子育て会議」を終了いたします。どうもありがとうございました。